

## 鳥取療育園園舎及び鳥取看護専門学校校舎の清掃業務仕様書

この仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する「鳥取療育園園舎及び鳥取看護専門学校校舎の清掃業務」（以下「作業」という。）を実施するための仕様を示すものである。

受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書、会計規則、関係法令を遵守し、作業を誠実にこななければならない。

### 1 一般事項

(1) 業務の名称 鳥取療育園園舎及び鳥取看護専門学校校舎清掃業務

(2) 業務の場所及び対象建物

業務の場所	業務対象建物
鳥取市江津260	鳥取療育園園舎
鳥取市江津260	鳥取看護専門学校校舎

(3) 業務の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 業務の仕様 本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様（平成25年版）」による。

### 2 基本事項

- (1) 作業に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効果的に行うこと。
- (2) 作業箇所に応じ、適正な機械器具、材料等を使用し、建物等を損傷しないこと。
- (3) 作業実施のために必要な人員を確保し、作業の疎漏、遅滞等がないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。
- (4) 乙は、作業の指揮監督を行う作業責任者を常駐させ、常に作業区域内の点検を行うとともに、甲との連絡調整を行うこと。
- (5) 高所、通路上の作業等において、執務に支障を与えないようにするとともに、職員、来庁者及び作業従事者の安全を確保するための措置を講じること。
- (6) 作業従事者に対し、次に掲げる事項を徹底させるとともに、作業要領等を十分会得させるための教育、訓練を実施し、作業中の事故及び建物、器物等の損傷の防止に努めること。
  - ア 作業中は一定の衣服（清潔なもの）、名札等を着用し、作業従事者であることを明らかにするとともに、職員、来庁者等に不快感を与える作業、言動に注意すること。
  - イ 作業は、厳粛かつ丁寧に行い、建物、器物等を損傷しないようにすること。
  - ウ 塵、埃、水等を飛散させないこと。
  - エ 火気については特に留意し、引火性の材料はなるべく使用しないこと。
  - オ 建物、器物等を破損した場合は、直ちに報告し、その指示を受けること。
  - カ 建物、器物等の破損又は不良な箇所を発見したときは、直ちに報告すること。
  - キ 使用資材の整理整頓、衛生に心がけること。
  - ク 後片付けを確実にし、作業により発生した廃棄物は所定の方法により処分すること。

- (7) 鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに、省資源、省エネルギーに配慮すること。
- (8) 作業実施に際して知り得た個人情報等については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提示、漏えいしてはならない。

### 3 作業範囲

作業の対象建物及び対象区域は、別添図面のとおりとする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

### 4 作業の内容

作業の種類及び方法は、別表のとおりとし、具体的な基準は、別添「鳥取療育園園舎清掃作業基準表及び鳥取看護専門学校校舎清掃作業基準表」のとおりとする。

ただし、著しい汚れが発生した場合には、基準に定める回数にかかわらず清掃を実施するものとする。

### 5 作業日時等(各該当する施設が対象)

#### (1) 日常清掃

鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除き、毎日実施する。

なお、事務室等専用部分の清掃は、原則として、午前7時30分から午前8時30分までの間に実施する。

#### (2) 定期清掃

原則として、休日等を実施する。

#### (3) 特別清掃

作業内容により、適切な時期に実施する。

### 6 清掃作業実施計画表及び清掃作業月報

(1) 乙は毎月の清掃作業実施計画表（別紙1）を、前月20日までに各施設に提出し、甲の承認を受ける。

(2) 乙は作業の実施状況を清掃作業月報（別紙2）に記載し、毎月末日に各施設に提出し、甲の確認を受ける。

### 7 使用材料及び作業用機械・器具

(1) 作業に使用する材料（蛍光管を除く。）は、すべて品質の良好なものとし、乙はあらかじめ使用材料承認願（別紙3）により提出し、甲の承認を受ける。

なお、トイレトペーパーは、備考欄に記載された規格に合うものを使用することとし、それ以外のものを使用する場合は、あらかじめ甲乙協議する。

(2) 蛍光管及び便座シートは別途支給するが、その他の材料は、乙の負担により購入する。

(3) 作業材料及び作業用機械、器具については、甲の承認を受けた場所に保管すること。

## 8 損 害

作業の遂行に伴って発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)にかかる経費については、乙の負担とする。

ただし、その損害が適正な作業遂行によって生じた場合、又は甲の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

## 9 履行状況評価の実施

本作業については、受託者の作業開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。

したがって、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は作業の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは、契約を解除するものとする。

## 10 その他

この仕様書に示されていない事項であっても、建物の管理又は美観保持上必要と認められる軽微な作業は、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

別 表

1 日常清掃（日単位等の短い周期で日常的に行うもの）  
（鳥取療育園園舎のみ）

作業の種類	作業の方法	
床掃き掃除・除塵・部分水拭き（汚れ落とし）	タイル、塩ビシート、人造石、モルタル等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自在箒、ダストモップ等で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。固く絞ったモップで水拭きする。</li> <li>2 汚れや水滴が付着した部分をモップで拭く。便所及び配膳室にあつては、床全面の水拭きをする。</li> <li>3 扉部分の溝等は、必要に応じて、真空掃除機で吸塵する。</li> </ol>
	カーペット	1 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
	セラピーマット	2 シミなどの部分汚れを除去する。
	畳	専用の真空掃除機で傷をつけないように丁寧に吸塵する。
玄関・フロアマット等除塵	泥、ちり等を取り除いて、水洗いし、乾燥後備え付ける。	
ゴミ処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収集したゴミ等は、定められた方法で分別して所定の場所に集積する。</li> <li>2 毎日のゴミの量を、分別したゴミの種類ごとに計量し、日毎に記録する。</li> <li>3 集積したゴミは、指定された日に回収業者に引き渡す。</li> <li>4 ゴミ集積場所の整理、衛生に心がける。</li> </ol>	
手すり拭き	タオル等で埃、手垢等を拭き取る。	
窓台、扉、壁等の部分拭き	汚れた部分を水又は洗剤を使用し、埃、手垢等の汚れを拭き取る。	
衛生陶器洗浄	洗剤を含ませたスポンジ等で洗浄し、雑巾等で拭きあげる。使用するスポンジ、雑巾等は便器専用とする。	
洗面台洗浄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陶器、金具類を洗浄し、雑巾等で拭きあげる。</li> <li>2 鏡は、乾拭き又は水拭きをする。</li> </ol>	
汚物処理	汚物入れの内容物を処理し、適宜容器を洗浄し清潔に保つ。	
衛生消耗品の補充	トイレットペーパー、便座シート、手洗石鹸器を補充する。	
ペーパーホルダー磨き	雑巾等で拭き、清潔に保つ。	
茶殻等処理	茶殻類を収集し、容器を洗浄する。	
流し台洗浄	シンクを洗浄し、流し台周辺の水滴を拭き取る。	

2 定期清掃（週、月又は年単位の周期で定期的に行うもの）

(1)鳥取療育園園舎

作業の種類	作業の方法	
床汚れ水拭き又は洗剤拭き	床汚れを水拭き又は洗剤拭きにより除去する。 なお、セラピーマットを敷いている箇所については、セラピーマット上面の水拭き又は洗剤拭きを行う。	
床表面洗浄・ワックス仕上げ	タイル、塩ビシート、フローリング、人造石、モルタル等 (ただし、タイル部分は6のワックス仕上げをしない。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 容易に移動できる備品等は移動する。</li> <li>2 自在箒、ダストモップ等で丁寧に掃く。</li> <li>3 表面洗浄用洗剤を塗布し、洗浄用パッドを装着したポリッシャーで洗浄する。</li> <li>4 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</li> <li>5 モップで水拭きを行い、洗剤分を完全に除去し、十分に乾燥させる。</li> <li>6 床維持剤（樹脂ワックス）をむらなく塗布し、十分乾燥させる。</li> <li>7 移動した備品等を元の位置に戻す。</li> </ol>
	カーペット	カーペットの汚れは洗剤でクリーニングする。
セラピーマット水拭き・除菌	セラピーマットを取り外し、水拭き後、アルコール消毒噴射による除菌を行う。（アルコールは鳥取療育園で準備する。） 除菌作業後は、マットを乾燥させたのち、室内へ運び込む。	
内部窓ガラスクリーニング	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。</li> <li>2 ガラス面の隅の汚水及びサッシをタオルで清拭する。</li> </ol>	
フィルタークリーニング	フィルターを取り外し、洗浄、乾燥後、備え付ける	

(2) 鳥取看護専門学校校舎

作業の種類	作業の方法	
床掃き掃除・除塵・部分 汚れ落とし（便所）	塩ビシート	1 自在箒、ダストモップ等で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。固く絞ったモップで水拭きする。 2 汚れや水滴が付着した部分をモップで拭く。
衛生陶器洗浄（便所）	1 衛生陶器は洗剤を含ませたスポンジ等で洗浄し、雑巾等で拭きあげる。使用するスポンジ、雑巾等は便器専用とする。	
洗面台洗浄（便所）	1 洗面台、金具類を洗浄し、雑巾等で拭きあげる。 2 鏡は、乾拭き又は水拭きをする。	
汚物処理	汚物入れの内容物を処理し、容器を洗浄する。	
ペーパーホルダー磨き	雑巾等で磨き、清潔に保つ。	
床表面洗浄・ワックス仕 上げ	Pタイル、塩ビシート	1 容易に移動できる備品等は移動する。 2 自在箒、ダストモップ等で丁寧に掃く。 3 表面洗浄用洗剤を塗布し、洗浄用パッドを装着したポリッシャーで洗浄する。 4 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 5 モップで水拭きを行い、洗剤分を完全に除去し、十分に乾燥させる。 6 床維持剤（樹脂ワックス）をむらなく塗布し、十分乾燥させる。 7 移動した備品等を元の位置に戻す。
	カーペット	カーペットの汚れは洗剤でクリーニングする。
外部窓ガラスクリーニング	1 ガラス面を水洗いし、ブラシ等で汚れを除去した後にガラススクイージーで汚水を切る。 2 ガラス面の隅の汚水及びサッシをタオルで清拭する。 3 外部サッシの表面及び溝は、適宜ブラシ、真空掃除機等で除塵する。	
内部窓ガラスクリーニング	1 ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。 2 ガラス面の隅の汚水及びサッシをタオルで清拭する。	
フィルタークリーニング	フィルターを取り外し、洗浄、乾燥後、備え付ける	